

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成31年1月30日（水）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室（6階）

3 参加者等

司会者 ^{み すみ ひ ろ} 三 角 比 呂（静岡地方裁判所長）

裁判官 ^{い とう あきら} 伊 東 顕（静岡地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 ^{こう さい ゆう こ} 香 西 祐 子（静岡地方検察庁検事）

弁護士 ^{せき や あや こ} 関 谷 綾 子（静岡県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 女性・50代・自営

裁判員経験者2番 男性・30代・会社員

裁判員経験者3番 女性・40代・会社員

裁判員経験者4番 男性・40代・会社員

裁判員経験者5番 女性・30代

静岡地方記者クラブ記者 2人

4 議事要旨

司会者

それでは、ただいまから裁判員経験者の方々の意見交換会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます静岡地方裁判所長の三角と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大変お忙しい中を御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

裁判員制度は、平成21年5月の施行から数えて9年余りが経過し、間もなく10周年を迎えます。これまでのところ、国民の皆様の御理解と御協力によ

り、おおむね安定した運用を積み重ねてこられたとっておりますが、私ども法律家は、裁判員制度の改善点や工夫すべき点があるものと考えているところです。

実際に裁判員裁判を経験された皆様から率直な御意見や御感想をお伺いするという事は、私ども法曹三者が今後裁判員制度を更により良いものにしていくために大変重要なことでございます。裁判員として裁判を終えられた直後にも御意見や御感想をお持ちだったと思いますが、時間がたった今、御自身の経験について少し振り返りながらお話をいただくということも大変有意義なことだと考えております。

本日は報道関係者の方にもお越しいただいておりますが、今後、裁判員となられる国民の皆様に対し、報道を通じて、実際に裁判員を経験された皆様の生の声をお伝えすることも併せて大事であると考えております。

そのような次第でございますので、皆様からは是非とも率直な御意見、御感想を伺えればと思っております。よろしく願いいたします。

それでは早速入ってまいります。最初に全員から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。裁判員経験者の方は、担当した事件の罪名、自白・否認の別、そして審理期間がどのくらいであったかということをお紹介いただければと思います。基本的には「何番です」というふうにおっしゃっていただければ結構です。順番は、裁判員経験者、裁判官、検察官、弁護士の順でお願いいたします。

それでは、1番の方からお願いいたします。

1番

事件の罪名は2件あります。一つは住居侵入、強姦致傷。二つ目が住居侵入、強姦未遂です。自白・否認の別は、自白事件です。審理期間は5日間でした。

2番

事件の罪名は、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反になります。自白事件に

なります。審理期間は6日間でした。

3番

事件の罪名は、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反。自白事件でした。審理期間は6日間でした。

4番

事件名は、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反。自白です。審理期間は6日間です。

5番 ①～⑤住居侵入、窃盗。⑥住居侵入、窃盗、現住建造物等放火。自白事件です。期間は5日間です。

裁判官

裁判官の伊東でございます。昨年の4月に東京高裁から静岡地裁に異動になって、その直後から裁判員裁判を担当してきました。今回の事件では、最初の住居侵入・強姦致傷、住居侵入・強姦未遂という事件は担当しておりませんが、その後の事件は私が担当したということになります。よろしく願いいたします。

検察官

静岡地方検察庁の検事の香西と申します。私は静岡に赴任して2年目になりまして、裁判員裁判も何件か担当させていただいております。本日はよろしく願いいたします。

弁護士

静岡県弁護士会の関谷綾子と申します。弁護士歴は、10年ほどになります。裁判員裁判の経験数だけは六、七件と多くて、恐らく静岡県下で多い方の部類に入るんじゃないかと思えます。よろしく願いいたします。

司会者

ありがとうございました。

それでは、最初にまず裁判員を経験されての全般的な感想をお聞かせいただ

ければと思います。裁判員を経験した前後で裁判の見方や物の見方が変わったかなど、何でも結構でございます。

それでは、また1番の方からお願いいたします。

1番

裁判員裁判を経験する前は自分とはちょっと隔絶の世界だというふうに思っていましたけれども、5日間と短い期間ながら、行わせていただいたことによって非常にその後の事件・事故などを報道で見る度に関心を寄せるようになりました。本当に5日間は精神的にもつらい部分はあったんですけども、今振り返ると、行わせていただいて本当に良かったと思っております。

2番

裁判員裁判を経験する前はふだん聞き流していたニュースとかはあまり興味が湧かないこともありましたが、裁判員裁判をやった後はニュースに対する関心などがありました。で、6日間という期間でしたが、その裁判員裁判制度の期間中に得た知識でその後の事件に対する関心が深まり、やって良かったと思います。

3番

初めはやはり、自分とはあまり関係のないことという感じであまり興味がなかったといいますか、自分にできるのかというのがちょっと心配だったんですけど、実際にやってみて今までと全く違った興味が湧きまして、実際に出てみて、その後も、皆さんと同じように、ニュースに対して今までとは違った面でいろいろ考えることができました。やはり経験してとても良かったな、いい経験ができたなあと思いました。

4番

皆さんとほぼ同じことになってしまいうんですけど、やはり今まで裁判員制度に参加する前はあまり事件に興味がなかったですけど、経験してからはやっぱり、いろんなニュースを見て、この事件はどうなるんだろうかというのを

よく考えるようになりました。また、参加して、一つの抑止力ではないんですけど、そういうものになればいいなと思いました。

5 番

裁判員制度というのは知っていたんですけど、まさか自分が選ばれるとは思わなくて、参加するに当たっても最初はいろいろ不安に思うことがたくさんあって、堅い場所だし、どうしようと思ったんですけど、いざ参加してみると、裁判官の方々もすごく話しやすく、その期間中も、もちろん1日目はすごく緊張したんですけど、最後になるにつれて参加して良かったなあと思いました。その後も、皆さんと同じで、ニュースを見て、どうやって決めたのかなあとか、裁判にすごく興味を持って、その後がいい影響が出ればなあと思いました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、続きまして具体的な審理についていろいろと御意見を伺いたいと思います。

まず、法廷に立ち会われて、手続の全体的な流れですね。検察官、弁護人の双方がこの事件についてどういうような見方をしているかという冒頭陳述という手続から始まって、証拠書類を調べたり、あるいは証人や被告人の供述を聞いたりという手続が流れていって、最後はそれぞれ、「この事件についてはこういうような事実が認定できて、刑はこのぐらいが望ましい」と、こういう意見が双方で出て、論告、弁論という形で締めくくられたと思うんですが、そういった手続の全体的な流れ、こういったものというのはまず理解できましたでしょうか。この点について皆さんの御意見を伺わせていただきたいと思うのですが。

では、今度は、逆からということで5番の方からよろしいですか。

5 番

初日に全体的な流れを言われて「ああ、そうか」と思ったんですけど、日が終盤になるにつれて、「あっ、もう急に判決か」と、ちょっと心の準備ができなかったのは正直な感想です。

4 番

非常に分かりやすかったと思います。恐らくもっと難しい言葉が飛び交うのかなということを想像してたんですけども、非常に分かりやすい審理でした。

3 番

初めはやはり難しい言葉が一杯出てきて分からないこともきっと多いんだろうなあという印象だったんですけど、実際参加してみて、その冒頭陳述とかがすごく分かりやすくて、裁判員裁判のためにいろいろ準備なさってくださっていてというのが分かったので、分かりやすかったなという印象です。

2 番

僕も全体的な流れを初め聞いたときはすごく不安に、分かりにくいなとは思ったんですけど、6日間という期間で「まず1日目はこれ、2日目はこれ」というふうに分けて全体的な流れをやっていただいたので、1日目の流れについて次につながる十分な考える時間はあったのですごく分かりやすくて、やりやすい全体的な流れだったと思います。

1 番

全て初めてでしたので分かりやすいか分かりにくいかは分からないんですけども、ただ、裁判員裁判ということでもしかしたら裁判官の方も私たちに分かるように平易な言葉をあえて使用してくださっていたのかなというのは感じました。また、事細かに明日のスケジュール等々も教えていただいたので、初めての経験にもかかわらず、5日間をこなすことができました。

司会者

ありがとうございます。

そうしますと、例えば今お話が出た冒頭陳述というのは検察官と弁護人の主

張、要するに「この事件はこうだと私たちは思います」という主張ですね。それと、その後いろいろな証拠として書類とか、あるいは証人とか被告人の話というのは証拠調べと言うんですけれども、その区別というのは理解していただけたということによろしいでしょうか。そうしましたら、今までもちょっとお話は出ていたんですけれども、まず検察官や弁護人の主張・立証というのが分かりやすかったかどうかということをお伺いしたいと思います。今もお話がありましたように、冒頭陳述からとても分かりやすかったというお話も頂きました。配られた書面というのが分かりやすかったかとか、分量はどうだったかとか、こういったところにも少し御意見を頂ければと思うんですが、この点はいかがでしょう。

そうしたら、もう一度5番の方から。

5番

私はとても検察の方が出してくださる資料がすごく分かりやすく、言っていることも「ああ、そのとおりですね」と思って聞いていたんですけれど、逆に弁護士の方の資料が、見づらいわけではないですけれど、何かあまり書くことがないのかなと思うぐらい量が全然違って、ちょっと検察の方寄りになってしまいました。

4番

5番の方とほぼ同じ意見になってしまうんですけれど、検察官の方の資料というのは非常に分かりやすかったと思います。まあ、事件にもよると思うんですけれど、弁護士の方の資料というのは僕も少なかったのかなという印象はありました。

3番

私も検察官の方の資料は視覚的にもとても分かりやすく、内容的にも素人の裁判員にとってはとても分かりやすい資料だなというふうに思いました。

2番

僕も、検察の方が提出してくれたメモですけど、これが一番見やすかったかなと思います。僕らは専門の立場じゃないので分かりにくい言葉とかが結構あったと思うんですけど、検察の方が出してくれた資料を見ると、全く難しい言葉がなく、非常に分かりやすい資料で、良かったなと思います。

1 番

私も同様に、検察の方の資料は非常に、グラフが入り、見やすいなというのは感じました。あと、弁護側の方ですけども、お仕事柄というのものもあるんでしょうけれども、本当に白を黒にするような巧みな論理に驚きながらも「ああ、そうか。裁判とはこういうものなのか」というのを初めて目の当たりにしたというのが強い印象でした。

司会者

ありがとうございました。

今、最初の冒頭陳述の書面について伺ったんですが、次に証拠調べに入ったと思うんですね。証拠書類というのは、検察官や弁護人が書類を朗読して「こんなことが書いてあります。調べた結果はこうでした」とか、あるいは、「この人はこんなふうにしゃべってます」というような供述調書の朗読があったと思います。このような書面を読んで朗読をしていたというものについて、聞いて分かりやすかったかどうかというのを一つお伺いしたい。もう一つは、今度は証人とか、あるいは被告人本人が皆さんの目の前で自分の経験したことをしゃべったと思うんですね。「こうこうこうでした」とか、「私はこうでした」などと話したと思うんですけども、そういった話を直接聞いて、検察官、弁護人が質問しながら一問一答で答えていくという形で恐らく進んだと思うんですが、そういうのも聞いてて分かりやすかったかどうか、この二つについてですね、伺いたいと思います。

では、今度は1番の方からお願いします。

1 番

まず書面での分かりやすさですけれども、これは非常に分かりやすいと思いました。二つ目の、被告人が話す、弁護人と検察のやり取りですけれども、私が担当した事件では、被告人があまり、ちょっと理解力が乏しかったのか、うまくしゃべれないことがあったので、彼にちゃんと質問が伝わっていたのかというのははたから見ている感じだったので、もしかしたらもっと平易な言葉が必要なのかなとも思いました。

司会者

お話は、要は、被告人がきちんと話をするために、もっと平易に質問した方がいいのではないかと、こういうことですか。

1 番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございました。

2 番

検察の方の書面に対する朗読はすごく分かりやすかったですけれども、僕の担当した事件では被告人は結構黙秘権を使っていたので、ここら辺はちょっと何とも言えないのが正直な感想です。

3 番

書面については、正直、私は途中で分からなくなってしまってちょっと資料を読み返したりとかもしてたんですけれども、なので、分かりやすいかと言われてたら、そこは自分の中ではちょっと分からなくなってしまったなという意見です。それで、やり取りについては分かりやすかったのかなと今は思います。

4 番

書面に関しては、僕は分かりやすかったと思っています。それで、やり取りもそんな難しいとは思わなかったです。

司会者

質問と答えも分かりやすく聞くことができたということですね。

4 番

はい。

司会者

ありがとうございました。

では、5 番の方。

5 番

私はちょっと事件数が多くて、その裁判の内容がすごく長かったのを覚えているんですけど、LINEのやり取りを口頭で言うのに、日付と名前を言うのと内容をしゃべるのは分かるんですけど、その後何か、それ以外の全然よく分からないところまで言うのは、それは省いてもいいんじゃないかなあと思いました。逆にすごく分かりづらくて、そこだけちょっと覚えてないというか、そうってしまったので、ちょっともったいなかったなあと思います。それと、弁護人の方々とかが質問をして、被告人も詳細をよく覚えていないこともあったので、「多分そうだと思います」としゃべっているのを聞いていると、そうずっと言われ続けてそうだったのかなあとか、何か信ぴょう性に欠けるなあと感じて聞いていました。

司会者

ありがとうございました。

それから、証拠の中に被害者の方の写真はありましたか。それで、写真の中に、例えば被害者がけがをしたりとか、あるいは亡くなられた方の写真ですとかが証拠として請求される場合があったかと思えます。なければなかったということで結構ですが、そのような写真が示されたときはどのように感じられたのかということですね。この辺を少し伺いたいなと思えますが。

では、また1 番の方からよろしくお願いします。

1 番

私が担当したのは住居侵入と強姦致傷，強姦未遂で，写真というのは現場を再現したような写真を，警察官と人形を使ってというのが示されたんですけども，非常に分かりやすい部分もありましたけれども，そうですね，ちょっと不快感というのはどうしても拭えず，その後，記憶にいつまでも残ってしまいましたので，もうちょっといい何か，アプローチというか，ないかなというのは後々まで課題として自分の中に残りました。

2 番

僕の担当した事件は殺人になりますので，証拠として人が，被害者の方が亡くなる映像を見ることになりましたが，正当な裁判をする上でこういう証拠等が出る映像は，仕方がないというか，覚悟してはいたので，その点に関しましてはあまり不快に思ったりはなかったです。

3 番

私も殺人事件の担当でしたので実際にその映像を，防犯カメラを見たんですけど，角度がちょっと違ったのでそんなに自分に残るものではなかったもので，その辺はあえてそういうところを選んでいただいていたのか，そんなに不快な思いとかはなかったです。

4 番

私も動画を見ました。殺人事件でしたけれども，3番の方と同じになってしまいうんですけど，角度と，あと恐らく白黒だったので不快には感じませんでした。もしこれがカラーだったらと思うと，ちょっと心配な点はありました。

5 番

私は放火だったので，「何平方メートル」と面積を言われるよりも，その放火，本当にあったことの写真を見せていただいた方が事の重大さもすごく感じ方が違ったので良かったと思います。

司会者

ありがとうございました。

審理について一応こちらで聞きたいこと、ポイントを幾つか伺ってきたんですけれども、実際の審理をやっていく上で、今思い返してみても、「ここをもうちょっとこういうふうに工夫してくれたら良かったのに」とか、あるいは「こういうところはすごく印象に残って良かったな」と思われるところとかいうのが何かありましたら伺いたいと思います。なければもうそれで結構ですが、どなたかございますか。

では、1番の方どうぞ。

1番

私の場合は、裁判長が被告人に対して諭すように最後優しい言い方で判決を下して、更生を望むということを行ったのが非常に、終わりよしじゃないですけれども、こちら裁判員も聞いていて、ほっとした着地点に落ちたなというのは感じ入りました。なので、裁判長の力量というのはそういうところにも出てくるのかなというのはちょっと思いました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、今、法廷で主張、そして証拠調べを聞いていただいた点についての御感想をいろいろ伺ってまいりましたが、続いて、その後の、評議、つまり「どういう事実が認定できて、この被告人にどういう刑を科すのがいいのか」というのを皆さんで議論していただいたと思います。この評議に関しまして、皆さん方が自分の意見を十分に述べることができたかどうか、そういった雰囲気も含めて自由で意見の言いやすい雰囲気であったかどうか、また、いろんな方のいろんな意見が出てきたと思うんですけれども、最終的な結論にたどり着くまでの過程が充実して納得できるものであったかといった辺りについてお伺いしたいと思います。

まず、皆さん方が自分の意見を十分に述べることができたか、そういうような自由な雰囲気であったかどうかという辺りについて伺いたいと思うんです

が。

では、また1番の方からでよろしいですか。

1番

雰囲気は非常に裁判長の場の作り方が丁寧で優しかったので、かっつな意見を交換することができました。ただ、事件性が事件性だけに、女性たちの方は感情がどうしても移入してしまうという部分は否めなかったもので、もうちょっとそこをうまく線引きすることが必要かなというのは感じました。

ただ、言いたいことは皆さんそれぞれに発表することができたので、納得はできたと思っております。

2番

評議の雰囲気は非常に良かったと思います。例えば、誰か1人がこの事件に対して「こうだね」という意見に対しても、2人、3人が「そうだね」「そうだね」と意見の付け足し合いというのもありましたし、意見に対して「いや、でもさ」みたいなそういう反対の意見もいろいろ言い合えた雰囲気が作られたので、非常に良かったと思います。

3番

評議の雰囲気ですけれど、とても良くて、自分の意見をしっかり言うことができました。納得できる内容になったと思います。

4番

私も、雰囲気というのはとても良かったと思います。みんな個々にいろんな意見を出せるような雰囲気を裁判官や裁判長の方が作ってくれたというように思いました。

5番

私も雰囲気は良かったと思います。誰もしゃべらないなんてことはなかったので、全員、何かしら自分の意見が言えて良かったと思います。

司会者

ありがとうございました。今を含めてお答えにいただいた方もいらっしゃったんですが、いろんな意見が交わされる中で、最終的な結論にたどり着く過程については、充実して納得できるようなものであったか、という点についてはいかがでしょうか。5番の方から、そこに追加してちょっとお話をいただけたらお願いします。

5番

何年と自分で決めるときに全然分からなくて、皆さんの意見を聞いて、「ああ、そうなんだな」と。あまり自分がはっきり「何年だと思います」というところにちょっと私は行き着かずに、最後はちょっと分からなかったです、本当に。

司会者

分かりました。ありがとうございます。他の方も、何かあるようでしたら付け加えておっしゃっていただければと思います。2番の方はどうですか。

2番

これについては、自分もしっかりした意見が述べられたので問題はなかったと思います。

1番

補足させていただくとしましたら、私どもがいろいろな求刑に対する、同種類型の量刑傾向、何年から何年がこの事件の似たようなのだと、このぐらいだよということで、我々裁判員が申し出ても結局は裁判長と裁判官が決めてしまうと感じたので、果たして我々が言ったことは本当に反映されているのだろうかという疑問は、終わった後、裁判員たちで集まって、みんな疑問は持っていたのはありました。

司会者

どういうふうになれば良かったか、何かそういう御意見があれば是非伺いたいんですが。

1 番

結局、同種類の量刑傾向というのがあって、ここの範囲で決めていくんだよというのが分かってしまうと、幾ら私たちが「こうじゃないか」「ああじゃないか」といろいろ評議しても、結局は裁判長にお任せしますになっちゃうとなると、我々の今まで練ってきた5日間というのは何だったんだろうというのは、正直抱きました。

司会者

ありがとうございます。

その評議ですけれども、時間的に十分だったかどうか、協議の時間についてはどうお思いだったでしょうか。時間が十分だったのか、ちょっと足りないなというふうに思われたのか、その辺のところも今度は時間的な長さとの関係で伺えればと思うんですが。

1 番

私どもが参加したのは5日間だったんですけれども、時間は無駄に長かったような気はしました。と申しますのは、もちろん裁判官の方が私たちのために懇切丁寧にお話をしてくださって、市民のための裁判講座を受けているなというような印象が強かったです。でも、それだったらその分の時間を割かずに、もっと裁判に集中すれば、5日間、もしかしたら3日間で終わったんじゃないかなとか。というのはちょっと感じましたので、さっきの、うまく自分たちの意見が反映されたかどうかというのを鑑みますと、何かちょっと無駄に長かったんじゃないかなというのは正直なところ感じました。

2 番

評議時間の長さにつきましては、僕たちは結構みんな真剣にいろいろ話し合っていたんで、長いようで短く感じたというのは正直なところであります。あまり詳しくは言えないんですけれど、ちょっと長かったかなというのは、ありました。

3 番

私は、評議時間の長さはちょうど、長くもなく短くもなくという感じで、ちょうどいい時間で話し合えたんじゃないかなと思っています。

4 番

時間的なものは、問題はないかとは思いますが、みんなで審理する時間は、もうちょっと長くても良かったのかなとは思いました。

司会者

議論する時間ということですか。

4 番

はい、みんなで議論する時間はもうちょっと欲しかったです。

5 番

先ほど1番の方がおっしゃっていた意見をそのとおりでなと思って聞いていたんですけども、裁判官の方の意見を聞いて、「あっ、そうだよな」と流れていくというのを感じたので、最後の決めるところではもうちょっと何か、こうやって決めるんだよと言って資料があって、見ても全然、「えっ、それで、どう」とすごく思って私は、何年と全然言えなくて決められなかったんです。だんだん話し合っていてという感じではあるんですけど、何かそこがあまりじっくりこなかったのがありました。

あと、評議では、こんな細かいところと思うことを結構な話をしたんですけど、結局はこうじゃないか、ああじゃないかで終わる。ただ白黒をつける話し合いじゃなくて、こうなんじゃないかというところに落ち着いたので、では、あの話はそこまでの意味はなかったのかもしれないなと思ったのを覚えてます。

司会者

今、御意見も随分出てきたところなんですけど、裁判官による評議の進め方の感想として、例えばこういうふうにしてもらうともっと良かったんじゃないか、

こういうようなところはございますか。

5 番

あんまり資料が多過ぎて、それに目を通すだけで一杯一杯になって、目を通しても、「でも、全然違うじゃん」って。裁判官の方はやっぱり経験があるから、こういう感じだろうなという感じでぺらぺら見て、付箋を貼ったりとかとこのを見ていて、「えっ、どこが」と思って、「何に気が付いたの」みたいなという感じで。なので、資料が多いからいい、少ないからいいというわけじゃないんですけれども、もうちょっと簡単なものはないのかというか。全然違い過ぎて。

司会者

それはどのようなものですか。

5 番

今回の自分が受け持った事件と、ここに書かれている事件の趣旨というか。担当した事件は、必ずしも自ら火をつけたいとやったわけじゃなかったものだったのですが、資料の中では「自分でやった」「自分でやった」というものしかなかったので、どこをどうつなげればこう結果が出てくるのかというところがちょっと全然分からなかったです。ですので、何かもうちょっと、これは静岡の事件ですが、もっと違う県でも何でも全国でも同じような事件の資料はないのかな、とは思いました。

4 番

特に進め方には、何もありません。ただ、先ほども言いましたけれど、裁判員だけで話し合うみたいな時間があったらなとは思いますが。

3 番

文章があって、「ここに対しては皆さんどう思いますか」「ここについてはどう思いますか」と一つずつ分かりやすく進めてくださったので、それは分かりやすく評議できたかなと思います。

2 番

3 番さんと 4 番さんが言ったとおりなんですけれど，裁判官は僕たちが意見を出し合っているときは，あらかじめ黙っているわけじゃないんですけれども，みんなの意見を聞いた上で何か発言をされてくれていたので，裁判官の進め方に関してはすごく良かったんじゃないかなと思っています。

1 番

非常に裁判官の采配が良かったので，進め方は非常に満足がいていると思いました。ただ，付箋でいろいろ，ブレインストーミングじゃないんですけれども，貼っていくときに，ここまでやらなきゃいけないのかな，ここまで犯人の心情を読まなきゃいけないのかなという，ちょっと回り道し過ぎているんじゃないかなというのを感じたので，もう少し直接的な手法とか，もう少し効率的な方法とか何かないのかなというのちょっと素人ながらに感じました。

司会者

ありがとうございました。

そうしましたら次ですが，皆さん方，今も非常に気を遣いながらお話をいただいていた部分なんだと思うんですが，守秘義務です。守秘義務について説明をさせていただいているところではあるんですが，この守秘義務の必要性，若しくはこの負担感，こういったものについて御意見を伺えればというふうに思います。1 番の方からよろしいですか。

1 番

私の場合は，女性にはあってはならないような事件が 2 件ありましたので，これはもちろんデリケートな問題もはらんでいますので，守秘義務は本当に必要だと感じています。ただ，それをずっと抱えているのは非常に，裁判員を経験した 5 日間，そしてその後の 1 か月ぐらいは精神的な負担はかなり強かったのはあります。

2 番

守秘義務は必要だと思います。守秘義務を負担に感じるかどうかなんですけれど、僕が裁判員をやるという話は、どことなく周りのみんなにもちょっと知られてはいたんで、終わった後、「どんなことをしたの」とか「どんな裁判だったの」とか聞かれるんですけれども、そのときは「やっぱり守秘義務なんでちょっと言えないよ」という話では進めるんですけれども、時間がたつにつれて、周りのみんなも忘れていくというか興味がなくなってくるというか、そんな流れになってきていたので、僕的にはあんまり負担には感じませんでした。

3番

守秘義務の必要性はやはり、私もあると思います。負担に感じるかどうかということなんですけれども、やはり私の周りの人も「守秘義務があるんでしょう」という感じで、あえて聞いてこない方が多かったので、私もそこはそんなに負担を感じることはなかったです。

4番

守秘義務は必要だと思っています。これがなければちょっと、例えばですけれども、いろんな感情とかいろんな人の意見を聞いて、間違っただけを言ってしまうかもしれないというのがあるので、やっぱり守秘義務というのは必要だと非常に感じました。負担に関しては、特にありませんでした。

5番

私も、守秘義務は必要だと思います。私も負担にも感じませんでした。

司会者

ありがとうございました。

その他ですけれども、皆さんの裁判員としての選任手続を行った後に、週末を挟んで審理に入ったとこういう形になったと思うのですが、選任をされてから裁判が始まるまでの準備といいましょうか、お仕事ですとか、御家庭のことですとか、こういった点で何か問題がなかったかどうかという点について、御意見や御感想、あるいは実際上こういったような御苦勞があったというような

お話でも結構です。あれば、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

あるいは、時間的にもっと近い方が良かった、あるいはもうちょっと空けてくれる方が良かったとかいろいろあると思うんです。そんなことで何かありましたら、お聞かせください。特段、困ったこととかはありませんでしたということであれば、もちろんそれでも結構です。

5 番

私は子供がいるんですけれど、やっぱり小学校だったり保育園だったり、ちょっとお迎えがちょっと大変だったんですけれど、幸い、祖父がいるのでお願いしたり、家族には頼めた状況だったんですけれど、それがなかったらちょっと大変だったのかなと感じます。

4 番

自分は、スケジュール自体は何ら問題はなかったんです。ただ、有給を使うことになるんですけれども、僕の場合、有給がちょっと少なかったものですから、その辺で何かいい工夫があればもっと参加しやすいのかなとは感じました。

裁判官

一応、裁判員裁判に出席して裁判員をやるために、会社が休みをくれるという趣旨の書類は皆さんにお送りしているんですけれども、そういう書類は見ていただいていたはいなかったですか。

3 番

選任されてから裁判、実際の日まで特にそんなに長くもなく、短くもないなと思いました。特に会社の方も家庭の方も問題なかったもので、大丈夫でした。

2 番

スケジュールについてなんですけれども、会社の方で裁判員をやるという有給の届出を出したんですけれども、会社側からは有給・公休という手続をとってもらって、有給も減ることなくスケジュールは無事に組むことができました。

家庭の方も子供がいるんですけれども、奥さんと、同居している祖父祖母に子供の面倒を見てもらったので、その点でも何も問題はありませんでした。

1 番

特に裁判が始まるまではなかったんですけれども、私は自営業でしたので自分で仕事の采配はつけられたんですけれども、親の介護がありましたので、その辺はやっぱり家族に頼って援助をしてもらったというのがあります。

あと、開催が年末だったということもありまして、お勤め人の方たちはすごく四苦八苦して参加したよというのを同じ裁判員の方から聞いています。ですので、自営業、若しくは専業主婦、リタイアした人にはまだ融通が付きやすいんでしょうけれども、サラリーマンの方にとっては厳しいんじゃないかなというのは、正直感じました。

司会者

ありがとうございました。それでは、ここで一回、休憩を取りたいと思います。3時45分から再開するようにしたいと思います。

(休憩)

司会者

それでは、再開いたします。

それでは続きまして、検察官、弁護人から御質問があれば、お願いしたいと思います。まず検察官、よろしく願いいたします。

検察官

本日は率直な意見を聞かせていただきまして、検察官としても大変勉強になりました。

2点ほど、ちょっと質問させていただきたいんですけれども、先ほどお話の中で、なかなか量刑を決めていくのに難しさを感じたというお話がありました。それから、その前段階として、事実認定の際にもいろいろ活発な議論をされたというお話があったんですけれども、評議の中で、もっとこういう証拠があっ

たら良かったのにとか、もっとこういう資料があったら良かったのにとか、もし何か感じたものがありでしたら教えていただければと思います。

2点目なんですけれども、ちょっと量刑のところ、刑の重さのところに関連するんですが、検察官は求刑ということで論告の最後で、この事件にはこういった刑がふさわしいというのを申し上げているんですが、検察官の求刑の根拠とか理由について、納得できたか、あるいは分かっていたか、それとも、全然何でそういう求刑になっているか分からなかったかといったところで、何か求刑の仕方に関して御意見があれば教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

司会者

二つ御質問があったようですので、順次お願いいたしたいと思います。

1 番

1番目の質問で、評議の中でこういう資料があれば良かったということですが、もう少し、全国の同じ類似した事件の事例ですね。そういうのをもう少し多く頂いておけば、最初に頂きたかったなというのはありました。

私たちの場合は最後の方で見せていただいて、では、このくらいだったらこんな量刑なんだねと決めたんですけれども、最初からあった方がもう少しスムーズに効率的に話が進められたんじゃないかなというのは感じました。

二つ目の御質問の求刑の根拠に納得できたかとか、求刑の仕方の意見ですけれども、先ほどと重複しますけれども、私ども裁判員はもう少し重い刑を思っていたところ、結局裁判官の鶴の一声で、「いや、このぐらいのあれなんだよ」と決まっちゃったので、「あっ、そういうものなんだ」というちょっと不完全燃焼のような部分がありました。

2 番

量刑を決める際のことなんですけれど、1番さんが言っていたこととはちょっと違うんですけれど、量刑を決めるときに、裁判員全員でやっぱり話し合っ

て決めて、検察官が、例えばこの事件は前例として挙げるなら、例えば14年から16年だよというのを確かあらかじめ言っていたらいいと思うんですけど、それを参考にして裁判員みんなで話し合って決めた結果が、うまく裁判官と一緒に考えた結果に流れ着いたので、その点については、僕は不満に思ったりはなかったです。

3番

証拠とか資料については、十分な資料とか証拠のものをを見せていただいたので、その辺は十分だったんじゃないかと思います。

求刑については、分かりやすく言っていたので、納得できたなと思っています。

4番

皆さんと一緒に、特に意見はありません。

5番

私も皆さんと一緒になんですけれど、やっぱり検察の方の資料は分かりやすいです、とても。放火だったんですけれども、何か写真がありました。こうやってやったらこう燃えるみたいな。その写真を見てもちょっと分かりづらかったので、やっぱり絶対一緒のことはないので、ちょっとそこだけ分かりづらかったです。

司会者

ありがとうございました。弁護士からもお願いします。

弁護士

弁護士会の関谷です。

皆さん、裁判は初めてだと思うので緊張されたかと思うんですけども、緊張されたかどうかについてお聞きしたいんですが、緊張されなかったということも含めて、緊張されたとすればどのぐらい緊張されて、それがどの辺りで落ち着いてきたのかということと、緊張された状態で、例えば冒頭陳述であった

り、証拠の関係の説明があったりとかしたのが頭に入ってきたのか、それとも緊張しているからむしろ集中して頭に入ってきたよとか、その辺りを教えていただければと思います。

緊張しなかったか、したか。したとすればどのくらい緊張して、それが審理のどの辺りで落ち着いてきたかということと、緊張している間に頭に入ってきたかどうかということをお教えいただければと思います。

1 番

まず、緊張したかしないかでしたら、もちろん緊張しました。それから、いつ落ち着いたかということですが、これは落ち着くことなく最後まで緊張したまま裁判を終えました。

頭に入ったかということですが、やはり緊張していましたので、それは日々頭の方へ集中していましたので入りました。

2 番

裁判員になると決定したその日から数日間は、緊張はしていたんですけどね。いざ、始めてみて自分に課せられた使命といいますか、やらなければいけないことを最優先に考えた結果、緊張も解けて、いい感じに法廷の方に立てたので、その内容としてもすごく集中して聞くことができました。

3 番

やはり緊張はしました。徐々に緊張具合は解けてはいったんですけど、内容的にはちゃんと頭の中に入っていましたので、評議とかもしっかりできたと思います。

4 番

やっぱり緊張はしました。ただ、それが影響したかということとそんなに、そんなというか全く影響はなかったと思います。ちゃんと審理できたと思います。

5 番

私も裁判中はとても緊張したんですけど、やっぱり 1 日目が一番緊張しま

した。1日目と最後の方の検察官の方と弁護士の方が求刑は何年だと思ますというところがすごく一番緊張して、やっぱり説明の話が長くなると何を言ってるのかなという感じで頭に入ってこないことも結構ありました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、最後にお一言ずつ裁判員裁判について、今までお話しいただいた点に加えて、こういった点を改善した方がいいと思われるような点があるかどうか。裁判官、検察官、弁護人に対する要望として、他にこういったことは是非お願いしたいというようなことがあるようであれば、是非それもお伺いしたいと思ます。

また、知り合いの方、御友人や家族の方から裁判員になることについての相談を受けたら、どうアドバイスするかというようなところも伺えればと思っております。

以上3点について、お話を伺えればありがたいと思ます。

では、よろしいですか。

1番

まず、改善点ですけれども、拘束日数の長さ、1週間でもやっぱり勤め人にはきついだろうなと思ます。あと育児・介護の人たちもきついだろうなというのは感じます。あと企業の意識の啓もうですね。それこそ有給を取れるんじゃないかとか、いや、うちは取れないよとか、その辺がもう少し企業ももちろんそれを理解しなければいけないんですけれども、なかなか日本ではそれは難しい部分もありますので、もう少し何か配慮があったら、もう少し参加率も増えるんじゃないかなというのは感じました。

先日、NHKテレビで裁判員裁判についての特集をちょうどやっていたのを見たんですけれども、尼崎の大量殺人事件の裁判を取り上げていて、120日以上裁判が続いたというのですが、私たちの5日、6日よりもはるかにすごい

んですけれど、それに実際出た人は本当に精神的に苦痛だったとか、あと別の人は仕事を何日か休んだら、もうちょっと退職に追い込まれてしまったような発言もありまして、そういうのを見てしまうと、すごく裁判員裁判は非常にいい内容だと思うんですけれど、萎縮してしまう方も絶対多いと思いますので、もう少し国全体、あと司法の方でも何かしら救済措置とかをしないと、絶対これはどこかで続かなくなるんじゃないかなというのは危惧しておりますので、そういう改善がもしあったらいいんじゃないかなと思いました。

あともう一つは、私が参加したのは婦女暴行だったんですけれども、傍聴席に被告人の家族、友人なども来ていたのが分かったんですけれど、後で何かあったら嫌だなってというのが非常に懸念しまして、毎回、裁判のときには、だて眼鏡をかけたり、ちょっと変装するような感じで、そういう怖さも伴いました。ですので、そういう身分、安全保障と言うんでしょうか、何かそういったのを、もし何かあった場合の補償はしてくれるのかとか、ちょっとそういったことも気になりました。

あと弁護士さんや検察官に望むことですが、私が担当したのでは、被告人はあまり、理解に乏しい部分と言うんでしょうか、それを感じましたので、質問を弁護人さんや検察官の方がしても頭に入っていないくて答えられないという状況が幾つか見受けられました。結局「はい」とか「いいえ」しか言えなくて、何かもしかしてどこかでこれは誘導質問になってないかなというのは感じました。ですので、できたら簡潔な、先ほど弁護士の方も「はいですか」「いいですか」みたいな、分かりやすい質問を投げ掛けてくださったので、すごく答えやすかったんですけれども、そういう分かりやすい質問を被告人や裁判員にいただけるとうれいなというのは感じました。

あと、裁判員になられる方へのメッセージですが、実際に体験をさせてもらって非常に良かったというのが正直なところです。ただ、両手放しでみんなに勧められるかというのは、日数とか事件の内容によっては、私は何ともち

よっと申し上げられない部分もありますので、事前に本当に分かれば、これだったらやってみようかなと、ハードルの低さがあつたらもっと多くの人が参加できるんじゃないかなというのを感じました。

いい経験をさせてもらってありがとうございました。

2 番

制度として改善すべき点は、僕はないと思います。

裁判官，検察官，弁護士に望むことなんですけれど，すごく大まかな言い方になってしまいますけれど，えん罪で人を裁くということはない世の中にしてほしいというのが一番の望みです。いろいろ証拠とかを検察官の方がいろいろ挙げてくれて，そういうのはないとは思いますが，これから日にちがたっていくにつれて，そういうことがなければいいなと思っております。

裁判員になれる方がもし身近にいましたら，是非やることを勧めると思います。ここで裁判員をやらなければ得られない知識というのはたくさんありましたので，それはこれからも自分の身に付くことだと思いますので，裁判員になれる方は，やるんだつたらやった方がいいよというふうには言うと思いません。

3 番

制度として改善すべき点は，私は今はちょっと特に見当たらないんですけれど。やはり，最初は裁判員裁判ってすごい，こんな素人がそんな殺人事件とか，そういう人の一生，若しくはその家族の一生を決めていかなきゃいけないって，そんな重いことを素人がやるのって，すごくやっぱり重いなってずっと思ってたんですけれど，実際に参加してみると，とてもいい経験ができたなと今はすごく感じていて，それを何か少しでもやはり多くの人に知っていただくことがやっぱり大事なのかなと思いますので，メディアの皆さんの力とかを借りて多くの人に知るようにちょっとやっていただければいいなと思います。

あとは，弁護士さんたちに，皆さんに望むことは，やはりえん罪というもの

もあるのかなと思いますので、そういうことがないようにやっていただけたらいいなと思います。

裁判員になられる方へのメッセージは、やはりとても大きな、大変なことを決めなきゃいけないと思うんですけども、自分のとてもいい経験になるので、やはり私は多くの人にやってほしいなって今は思います。ありがとうございました。

4 番

1 番の方がおっしゃったように会社に対して有給を、先ほども言いましたけれども有給を使わないといけないことだったり、ちょっと会社の方の、理解はしてくれているんですけども、ただ、それと本当に有給を使うのかとか、そういうところのケアとかというのをもうちょっとしていただければありがたい、参加しやすいのかなとは思いました。やっぱり、長くなればやっぱりそういうのは一番大きく関わってくるころだと思います。

あと、検察官と弁護士さんには特にはありません。このまま分かりやすい資料等を出していただければなと思っております。

あと、裁判員、出席される方については、結構僕の周りにはやっぱり興味のあるという人がいましたんで、参加しやすい環境があれば結構皆さん参加してくれるんじゃないかと思っているので、僕はお勧めすると思います。ありがとうございました。

5 番

裁判員制度というのを全然知らなくて、参加してから知ったんですけど。やっぱり裁判員制度ってすごく重い罪のことばかりやるのかと思ってたんですけど、私は比較的皆さんと違って軽い方だったので、参加してみて全然違う印象を受けたので、もう少し、参加してくださいと、選ばれましたと送られたときに、こういう刑からこういう刑までですというのがあれば、殺人ばかりじゃないんだということに気付いて、もう少し参加しますという人が増える

のかなと思いました。

あと望むことですが、私は休憩の時間とか裁判官の方々にすごくいろいろな質問をすることができて、本当に全然違う話から、どうやって裁判官になられたんですかという話までさせていただいて、関わるのがなく、知らないことがたくさんあるんだなというふうに、本当に貴重な時間をいただいたなと思います。

検察の方も、やっぱりすごく堅い、本当に大変なお仕事だと思うんですけど、ああ、堅そうだなと思って、やっぱり検察の方が言ってる方にやっぱり感情移入してしまうことが多くて、被害者の方の言葉も出たんですけど、本当にこんな、やっぱり自分が被害者になったらすごく苦しいんだなあというふうに思ったので、すごいお仕事だと思います。

弁護士の方も、弁護するのはすごく大変だと思うんですけど、私のときはちょっと質問するときに何か本を読むように、何か質問をしていて、私の場合だったらもう少し感情を入れて質問をした方が被告人にとっても良かったのかなと思ったことがありました。

あとメッセージですが、本当に私は殺人とかではなかったので、もう少しフラットに参加できることが分かったので、皆さん、もう少し積極的に参加してみてもいいんじゃないかなと思ったのと、裁判を終えて最後に被告人がもっと良くなるように応援する気持ちもちょっと芽生えてきたので、裁判官の方が最後に言う言葉も一緒に、裁判になっちゃうと違うかもしれないんですけど、自分の意見もちょっと言いたかったなって思うぐらいでした。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、本日は大変ありがとうございました。非常に貴重な御意見を頂戴できたと思います。改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にどうもあり

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の意見交換会を終了したいと思います。本日は、誠にありがとうございました。

以 上